

会社法施行規則

平成18年 2月 7日 法務省 令 第12号

会社法施行規則の一部を改正する省令

平成20年 9月29日 法務省 令 第53号

改正前	改正後
- 本則 -	
施行日:平成20年10月 1日	
<p>(銀行等) 第七條 法第三十四條第二項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 商工組合中央金庫二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会五 信用金庫又は信用金庫連合会六 労働金庫又は労働金庫連合会七 農林中央金庫	<p>(銀行等) 第七條 法第三十四條第二項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 株式会社商工組合中央金庫二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会五 信用金庫又は信用金庫連合会六 労働金庫又は労働金庫連合会七 農林中央金庫
- 本則 -	
施行日:平成20年10月 1日	
<p>(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合) 第百六十四條 法第六百七十七條第四項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、会社が同條第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 当該会社が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合二 当該会社が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十一条第四項の規定に基	<p>(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合) 第百六十四條 法第六百七十七條第四項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、会社が同條第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 当該会社が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合二 当該会社が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十一条第四項の規定に基

づく公告により同項各号の事項を提供している場合

◆追加◆

づく公告により同項各号の事項を提供している場合

四 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十六条第三項の規定に基づく公告により同項各号の事項を提供している場合

- 本則 -

施行日:平成20年10月1日

(社債管理者の資格)

第七十条 法第七百三条第三号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 担保付社債信託法第三条の免許を受けた者
- 二 商工組合中央金庫
- 三 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会
- 四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 五 信用金庫又は信用金庫連合会
- 六 労働金庫連合会
- 七 長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行
- 八 保険業法第二条第二項に規定する保険会社
- 九 農林中央金庫

(社債管理者の資格)

第七十条 法第七百三条第三号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 担保付社債信託法第三条の免許を受けた者
- 二 株式会社商工組合中央金庫
- 三 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会
- 四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 五 信用金庫又は信用金庫連合会
- 六 労働金庫連合会
- 七 長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行
- 八 保険業法第二条第二項に規定する保険会社
- 九 農林中央金庫

- 改正法・附則・題名 - ~ 平成20年9月29日 法務省令 第53号 ~

施行日:平成20年10月1日

◆追加◆

附 則(平成二〇・九・二九法務令五三)

- 改正法・附則 - ~ 平成20年9月29日 法務省令 第53号 ~

施行日:平成20年10月1日

◆追加◆

この省令は、株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の施行の日[平成二〇年一〇月一日]から施行する。